

## 平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件 概要

### (1) 平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増でないことを認可の基準とする。ただし、次の場合は除く。

- ① 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年6月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合
- ② 地域の医師確保のためのいわゆる医学部の地域枠に係る臨時定員増の場合

### (2) 平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置でないことを認可の基準とする。ただし、次の場合は除く。

- ① 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用又は広く周知を図ることができる方法によって公表している場合
- ② 東京都の特別区に所在する専修学校の専門課程（専門学校）の総定員を平成31年度に減少させ、その減少させた定員を活用して、専門職大学又は専門職短期大学を設置する場合

### (3) 施行期日

- ・ 公布日（平成29年9月29日）から施行する。
- ・ ただし、専門職大学及び専門職短期大学に係る規定は、平成31年4月1日から施行する。

# 東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応（平成30～31年度分）について

		見直し後の対応	
		本年9月末時点に対応する内容	有識者会議の最終報告等を踏まえ対応する内容
		既存の告示とは別の特例告示を制定	
抑制の方法	既存の告示（大学設置認可基準）を改正	A. 平成30年度の収容定員の増 （申請：本年10月）	—
	B. 平成31年度の大学の設置 （申請：本年10月）	B. 平成31年度の大学の設置 （申請：本年10月）	—
	C. 平成31年度の学部等の設置、 収容定員の増 （申請：来年3月、6月）	—	C. 平成31年度の学部等の設置、 収容定員の増 （申請：来年3月、6月）
抑制の内容・ 例外事項	東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない（定員の抑制）。  【抑制の例外事項】 ①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合 ②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合 ③医学部地域枠による臨時定員の増	・パブコメ案と同様の内容	・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略改訂を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づく規制と同内容（社会人、留学生の例外の追加等）になるようにする。